

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続的な企業価値の向上のために経営体制を規律し、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる公正で効率的な経営システムを整備し、企業とステークホルダーの円滑な関係を構築すべく、法令遵守に則った健全性と透明性の確保された信頼される経営を継続することをコーポレートガバナンスにおける基本的な考え方としています。

(経営監視体制)

当社では、監査役設置制度を採用しており、取締役会(取締役4名)において各取締役の業務執行の監督、監査役3名により取締役の業務執行の監査を行っております。監査役3名のうち2名は社外監査役であり、監査業務の独立性や透明性を確保する体制をとっております。当社は、現在の監査役設置制度において経営監視機能を十分発揮しているものと認識しております。

(法令遵守の体制)

当社は、企業経営または特許等の知的財産に関して、複数の法律事務所と顧問契約を締結し、経営判断上または事業遂行上で必要に応じてアドバイスを受ける体制をとっております。また、当社は、太陽ASG有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法並びに金融商品取引法に基づく監査業務に加え、重要な経理的課題について随時相談・検討できる体制をとっております。

(取締役の選任と報酬)

取締役候補者の選任は、候補者の知識、経験等を取締役会で十分審議しております。取締役の報酬は、報酬限度額として年150百万円及び金銭でないものとして年17.5百万円以内で株主総会承認を得ております。また、各取締役の報酬額は、当社の定める一定の基準に基づき取締役会において決定しております。

(監査役の選任と報酬)

監査役候補者の選任は、監査役会が取締役からの監査役選任に関する提案を受け、候補者の知識、経験等を十分審議し、同意のもと取締役会において決定する手続きを行っております。監査役の報酬は、報酬限度額として年30百万円及び金銭でないものとして年2.5百万円以内で株主総会承認を得ており、その範囲内で監査役会において各監査役の報酬を決定しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ファースト・パシフィック・キャピタル有限公司	11,271	33.82
日野洋一	1,564	4.69
株式会社横浜銀行	1,200	3.60
株式会社ドワンゴ	1,000	3.00
吉田嘉明	848	2.54
佐藤幹雄	783	2.34
株式会社エクシング	600	1.80
吉田信行	470	1.41
株式会社タイトー	400	1.20
株式会社グッドスマイルカンパニー	400	1.20

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	8月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

(会計監査人との連携状況)

四半期ごとの会計監査人による店舗・本社実査への立会、四半期ごとの会計監査人の監査講評の聴取及び面談による情報交換に加え適宜監査法人の意見聴取を行っております。

(内部監査部門との連携状況)

月1回の情報・意見交換を原則とし、店舗への監査同行、法令、条令の改定情報及び事故等の報告・処理状況については適宜連絡を取り合っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
緑河久彰	他の会社の出身者									○
細野康弘	公認会計士									○

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
緑河久彰		会社法第2条十六号に該当します。	日本証券アナリスト協会検定会員であり、証券関連の知識と企業コンプライアンスの経験・知識が豊富であるなどの観点から、適任であると判断しました。
			公認会計士としての業務で培われた財務及び会計に関する専門的かつ豊富な知識等を有して

細野康弘	○	1. 会社法第2条十六号に該当します。 2. 東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員であります。	いるなどの観点から、適任であると判断しました。 また、独立役員の属性として、東京証券取引所が規定する事項に該当するものがなく、一般株主との間に利益相反が生じる恐れがないと判断しました。
------	---	--	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	実施していない
該当項目に関する補足説明 更新	

当社が旧商法に基きこれまでに取締役に対して付与したストックオプションは、1125個で総額(行使価額)は、188,740千円です。なお、当該支給水準は、株式公開前においては、創業時からの業績への貢献度合いに応じて、株式公開後においては、中期的な事業展望への貢献度合いを斟酌して決定しております。
また、会社法に基くものとしては、第10期定時株主総会において承認いただきましたストックオプション(第4回)が350個で、総額(行使価額)は、15,729千円あります。
上記ストックオプションの行使期間は、第4回の平成24年11月30日を最後に、終了しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	
該当項目に関する補足説明 更新	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明 更新	

平成24年8月期における当社の取締役に対する報酬は、合計で55,840千円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、監査役より合理的な理由に基づき監査業務の補助者を求められた場合に当該業務を補助する監査役スタッフとして適切な人材を配置することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1) 業務執行の状況

取締役会は、取締役4名で構成し、経営上の重要な意思決定を行うとともに、業務の執行状況の監督を行っております。また、取締役会は、少数人数による迅速かつ効率的な経営の意思決定を行うことができる体制とし、月1回の定時取締役会と重要案件等が生じた場合には、臨時取締役会を適時開催しております。

取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を採用しております。執行役員は、取締役会の決定の下、業務執行の責任者として担当業務を執行しております。

業務の執行にあたっては、取締役会の監督の下、重要な業務執行会議を定期的に開催しており、当該会議には、社長や執行役員が参加し、その業務執行状況のモニタリングを適宜行っております。また、財務・法務を中心とした管理機能を親会社である当社の管理部門へ集約するなどして、子会社への牽制機能を働かせています。

(2) 監査・監督の状況

監査役は、3名で内2名が社外監査役であり、取締役会を含む社内の重要な会議に出席するほか、営業報告の聴取、重要な決裁書類等の閲覧、会社の財産の調査及び業務の調査等を通じて取締役及び執行役員業務の監視を監視しております。

内部監査は、社長直轄の組織として内部監査室を設けており、店舗及び本部の内部監査を実施するとともに、コンプライアンスの推進、リスク管理の徹底に取り組んでおります。

会計監査並びに内部統制監査は、会社法監査並びに金融商品取引法監査等について、太陽ASG有限責任監査法人と監査契約を締結し、適正に執行されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の監査役は3名で、内2名は常勤を含めて社外監査役で構成されておりますので、取締役の業務執行に対する監査機能が十分に果たされて

いると判断しております。また、当社は少人数の取締役による迅速かつ効率的な業務執行を行える経営体制となっております。取締役は、経営者としての見識を持ち、また当社の属する業界及び担当業務に精通しており、適正で効率的な業務執行を行っております。このような理由から現在は、社外取締役を選任していない体制となっております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会では報告内容、議案の説明にスライドを利用する等、株主に対して、わかり易い運営に努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算説明会、2Q決算説明会へのホームページ、メール配信を通じた個人投資家向説明会参加への促進(4月、10月実施)	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算説明会(10月)、2Q決算説明会(4月)を実施しております。また、この他に、機関投資家への個別訪問による説明や証券会社営業職向けの説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	自社ホームページに、IR情報(決算短信、プレスリリース、株主通信、決算説明会資料ほか)を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は、管理本部が分掌しております。また、IR事務連絡責任者は、総務部長が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、社内規程に「倫理規程」を設けており、ステークホルダーの立場を尊重し、公正性や透明性を確保した行動憲章としております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、健全で透明性が高く、経営環境の変化に迅速かつ確に対応できる公正で効率的な経営システムの確立を重要な経営課題であると考えております。そのために、経営管理部門・業務部門の公正で迅速な遂行を目的に以下のとおり、内部統制体制を整備しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)当社は、倫理規程を設け、この中で当社の基本理念、企業市民としての基本原則、公正性及び透明性の確保などを定めております。取締役は、業務執行が適正かつ健全に実践されるべく、当該規程に即した行動を率先垂範し、グループ企業全体の行動基準として遵守しております。
(2)取締役は、取締役相互において法令及び定款への適合性を監視するとともに、毎月の定時取締役会において、各々委嘱された職務の執行状況報告しております。
(3)取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制度を採用しております。執行役員は、取締役会の決定下、業務執行の責任者として担当業務を執行しております。
(4)取締役は、監査役から定期的に監査を受けるとともに、善管注意義務や利益相反取引等に関する確認書を監査役に毎年提出しております。
(5)当社は、「倫理規程」に反社会的勢力との関係を遮断する基本方針を掲げるとともに、事業のあらゆる分野における反社会的勢力との取引を防止する体制として、渉外担当チームを常設し、コンプライアンスを全部署横断的に管理しております。また、関係行政機関及び暴力追放運動推進センター等が行う講習に積極的に参加し、顧問弁護士も含め相談、助言、指導を受けて連携して対応しております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(1)取締役会・業務執行会議その他の重要な会議の意思決定に係わる情報、代表取締役社長決裁その他の重要な決裁に係わる情報並びに財務、事務及びリスク・コンプライアンスに関する情報を記録・保存、そしてそれらを適切に管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備してまいります。
(2)情報システムを安全に管理し、検証し、不測の事態に適切かつ迅速な対応が行われる仕組みを整備してまいります。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識し、評価する体制として、リスク・マネジメント委員会を設置しております。
(2)同委員会では、コンプライアンス及びリスク管理の実効性を確保するために、同委員会及び同委員会の委員長の職務権限(グループ企業全体に対する指導権限を有する。)と責任を明確にした運営を図っております。
(3)経営に重大な影響を及ぼす不測事態が発生し、または発生する恐れが生じた場合、有事の対応を迅速に行うとともに、委員会を中心として全社的かつ必要であれば企業グループとしての再発防止策を講じる体制をとっております。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1)取締役の職務権限と担当業務を明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保しております。
(2)取締役会付議に係る重要事項については、業務執行会議等で事前審議を行い、論点を整理した上で取締役会へ上程することにより、取締役会における意思決定の効率化を図っております。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1)事業に係わる法令等を認識し、その内容を関連部署に周知徹底させることにより、法令等遵守の基本的な就業姿勢の確立を図っております。
(2)内部監査室の配置により、内部統制システムが有効に機能しているか確認し、その執行状況を監視しております。
(3)取締役会は、法令等遵守のための体制を含む内部統制システムを決定するとともに、リスク・マネジメント委員会より定期的に状況報告を受けております。
(4)内部通報者の保護を徹底した通報・相談システム(相談窓口)をリスク・マネジメント委員会に設置しております。
(5)リスク・マネジメント委員会の設置により、法令等遵守に関する規程の整備、並びに倫理規程を周知徹底させ、法令等の遵守意識の維持・向上を図っております。
6. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)子会社との緊密な連携の下、企業グループとしての法令等を遵守した健全で持続的な事業の発展に努めております。
(2)当社は子会社に対し、必要に応じて管理部門を担当する取締役を派遣し、企業グループ間での情報の共有化を図るなどして、一体的な管理体制を採用しております。
(3)子会社のコンプライアンス、リスク管理について、当社の内部監査室が内部監査を実施するとともに、リスク・マネジメント委員会が企業グループ全体のリスク対応を整備しております。
7. 監査役を補助すべき使用人及び独立性に関する事項
(1)監査役より合理的な理由に基づき監査業務の補助者を求められた場合、取締役は、当該業務を補助する使用人(「監査スタッフ」という。)として適切な人材を配置することとしております。
(2)監査スタッフは、業務に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(1)取締役及び使用人は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査役に報告できる体制をとっております。
(2)取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見した場合、速やかに監査役に報告しております。
9. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1)取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため適宜会合を持っております。
(2)取締役は、監査役が監査業務の適切な執行のため監査役との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力しております。
(3)取締役は、監査役が必要と認めた重要な取引先の調査に協力しております。
(4)代表取締役・監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催しております。
10. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制
(1)当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠した財務報告に係る内部統制システムを整備し、その有効性の評価を行い、不備がある場合には速やかに是正改善する体制を運用してまいります。
(2)財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用状況は、内部統制システムの整備及び評価に精通した担当が評価するとともに、内部監査部門によって、内部統制の評価に係る業務運営の適正性を検証してまいります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本方針

当社グループは、反社会的勢力の排除を企業の社会的責任への重要な取り組みの一つとして位置付け、事業活動のあらゆる分野において反社会的勢力や団体に対して関係を遮断することを基本方針としております。

2. 整備状況

当社グループは、上記基本方針を含む「倫理規程」を定めるとともに、反社会的勢力に対する対応として渉外担当チームが統括部署となり、関係行政機関及び暴力追放運動推進センター等が行う講習に積極的に参加し、顧問弁護士も含め相談、助言、指導を受けて連携して対応しております。

反社会的勢力との関与を防止するため、取引先については原則として民間の調査機関を通じて反社会的勢力との関係の有無を調査し、取引の開始時には契約書や取引約款に暴力団排除条項を明記することとしており、常に取引先が反社会的勢力であるかどうかについて通常必要と思われる注意を払っております。仮に取引先が反社会的勢力であると判明した場合や疑いが生じた場合には、速やかに取引関係を解消する体制をとっております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特にありません。

